

旭川市議會関係資料

山本 実●

(資料 6)

平成20年9月8日
旭川市議会事務局

	単独行政視察	
	人数	金額 (円)
平成11年度	12	2,314,470
平成12年度	12	2,321,150
平成13年度	11	1,970,750
平成14年度	12	2,397,110
平成15年度	13	2,447,780
平成16年度	23	3,908,970
平成17年度	18	3,297,260
平成18年度	17	3,104,100

9003.48044? =
2250.870
←国外視察の結果
10310.330 + 3 =
3036.777
2250.870
+ 1185.907
= 3436.777
車両増強視察費

A/O 1.

一九九九年四月一九日

旭川市民行動隊

陳情者 代表 山本 実

旭川市豊岡一四条五丁目八番六号

電話 三二七七六八番

旭川市議会議長 岡崎 信義 殿

『旭川市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例』の一部改正に係る陳情書

陳情趣旨

『旭川市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例』では、『議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は、議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。但し、いかなる場合においても、重複して報酬を支給しない。』（第一条三項）と規定されている。そして、旭川市議会議員の任期は、五月二日から四年後の五月一日とされ、引退や再選されない議員は、在籍一日で報酬一カ月分が支給されている。このようなことは、市民感覚、社会的常識に反すると言わざるを得ません。

したがって、貴職が市民の立場に立ち、誠実迅速に右条例中『その職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。』との部分につき、その当月分は日割計算として報酬を支給する。』等と改正されるよう陳情致します。

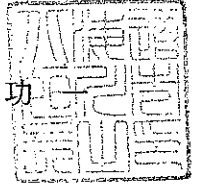
(資料1)

No 2

旭川市議会平成11年第3回臨時会の付議事件を次のとおり追加告示する。

平成11年5月19日

旭川市長 菅原 功



付議事件

- (1) 陳情第1号 国民健康保険の保険料率等の条例への明定と減免制度の見直し及び介護保険制度にかかわる対策の充実について
- (2) 陳情第2号 「旭川市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正について

(資料)



平成19年3月26日

旭川市議会議長 中 島 哲 夫 様

旭川市豊岡14条5丁目8番6号
山 本 実
電話 32-7768番

要 望 書

旭川市職員及び旭川市議会議員の意識改革について

要 望 趣 旨

旭川市職員（理事者等）が旭川市議会議員に代わり（依頼される等）一般質問書等の作成（原稿作成等）を代行しているとの情報を平成19年2月初めころに旭川市職員から私（山本実）にもたらされた。その後、このことは、複数の旭川市議会議員の確認も得られたものである。

かかる行為は、行政を著しく傷つけるとともに誤解を招きかねない不正行為であるばかりでなく、市民に対する背信行為である。

その事実なしとするならば、旭川市理事者及び旭川市議会議員に対する第三者による無記名投票が実施されるべきである。

エコスポーツパーク問題では、旭川市議会は、平成11年10月7日の本会議において、与党議員32名は黙して語らず、かつ、8名の野党議員の動議3案（特別委員会の設置、事務の検閲・検査、監査請求）を否決し、曖昧に終わらせた。

一方、市民が体を張って6年余の間、監査請求（平成11年11月）、住民訴訟（平成12年1、2月提訴、1審同15年12月一部和解650万円支払い、同16年3月2日勝訴判決、2審同18年2月23日勝訴判決2850万円賠償確定）を行い、合計8,500万円を返還させることができた。

しかし、判決で確定した被告らの旭川市への損害賠償金2,850万円は、未だ1円の支払いもなく…金利を合算すれば約3,750万円（平成18年12月末現在）であり…我々市民が裁判に訴えなければ、そのまま闇に葬られたものである。

この事実を以てしても、旭川市理事者及び旭川市議会議員諸氏は、市民に対し申し訳ない又は恥というものを知らないのであろうか……旭川市及び旭川市議会は、被告らに対し、何故強制執行等の手続きしないのだろうか……。

204

(資料10)

陳 情 書

旭川市議会議長 岩崎正則 殿

平成20年7月14日
旭川市豊岡14条5丁目8-6

山本 実

電話 32-7768

(件名) 派遣事業 単独行政視察の全廃について

(要旨) 旭川市議会に於いては、議員の行政視察派遣の名のもとに、単独行政視察・常任委員会行政視察・議員運営委員会行政視察・海外調査派遣及び政務調査費での行政視察があり、そのうち海外調査派遣のみが凍結されている現状であるが、パソコン一台あれば世界のあらゆる情報を知り得る現代に於いて、それほど迄の行政視察の必要性はない。

費用対効果の面からしても行政視察は、説明できる様な答えはない。旭川市を第二の夕張にしないとか、旭川が斯かる経済状況になったのも其れを担ってきた者(市理事者議員)にあるなどの口触りの良いことばかりを云うのではなく、行動を以て実践すべきである。

市全会計(平成18年度)では、3,316億8,922万5千円(市民一人当たり93万1,484円)の市債残高があり、更に第三セクターの隠れ借金83億円等寒気のする思いである。

市議会議員は、緊張感を以て職責を努められたい。平成19年3月26日市議会議長に提出した要望書(旭川市職員及び旭川市議会議員の意識改革等について)を再読されることを要望する。

市議会で決めた単独行政視察の議員行政視察派遣基準(平成15年7月1日議事運営会決定)によれば、第9項 調査報告 「調査報告書は14日以内に作成し、決済後は議会図書室の備え、閲覧できるようにする。」とあるが、市民にすれば、議会棟の中に図書室があることすら知らない者が殆どである。しかも「調査報告書の保存年限を5年とする」と変更している(平成19年6月15日)。一作文的思考行為としか考えられない。本当に市民に知ってもらうなら市の図書館での活用も有り得るのではないか。

更に、同基準第10項では、「その他 他の公務による出張と継続しての視察は認めない。」とあるが、平成18年度までは、他の公務による出張と継続しての行政視察をしながら、その事実を正すことなく、平成19年6月15日(議事運営会決定)この第10項を削除している(他の公務による出張と継続しての視察を認めた)。

議会とは、誠に都合主義の見本である。使われる公金は市民・国民の血税であることを忘れていてのではないか。

今山本は、敢えて言わせて貰う平成16年4月23日感謝状もセレモニーも何もいらぬ領収書だけ貰うことで、社会福祉事業基金として100万円を寄付した、正に貧者の一灯である。

行政視察の在り方をみていると空しく感ずるものである。

以上を以て単独行政視察の全廃を議員諸氏及び市民の皆様に訴える次第である。

105